

私立大学の経営に関する指針

日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
平成元年7月3日制定
平成20年4月18日改訂

この「指針」は、「私立大学経営倫理綱領」の精神を実現するために、学校法人の経営のあり方について必要な基本的事項を示すものである。

各学校法人は、この「指針」を尊重し、学校法人の適正な運営を図るものとする。

I. 財政の運営について

1. 資金の調達

学校法人の資金源泉には、学生納付金、公的補助金、寄付金、収益事業収益、資産運用収益、研究等に対する外部資金の受入れなどがある。その資金については、本来学校法人の自主的判断に基づいて設定、受入れ、調達等が決定されるべきものであるが、極めて公共性の高い大学の経営主体である学校法人は、その性格から厳しい制約が伴うことを自覚しなければならない。殊に、無理な資金調達はともすれば公共性・社会性を逸脱する恐れのあることを留意すべきである。

- 1) 学生納付金は、それぞれの大学の事業計画に基づく教育研究等の諸活動を実現させるための主要な資金として自主的に決定し、徴収するものであるが、その金額は、公共的性格に鑑みて設定されねばならない。なお、できるだけ他の資金源泉の確保・増額に努める必要がある。

- 2) 寄付金・学部資金の受入れ及び収益事業の経営に当たっては、学校法人の倫理性・公共性の確保の観点から、その適否を判断し、決定しなければならない。
- 3) 学校法人における資産運用は資金調達の有効な手段であり、それぞれの学校法人の状況に応じて、その積極的な運用が図られる必要がある。その場合、以下に指摘する事柄について十分に配慮しなければならない。
 - ① 学校法人の持つ倫理性・公共性の観点から、その運用方法について配慮すること
 - ② それぞれの資産の性格に応じた適正な方法により行われること
 - ③ 資産の安全性について配慮すること
 - ④ 意思決定が適正な手続きを経て行われ、監査等が制度的に機能していること

2. 資金の支出

学校法人の資金は、学校法人の目的事業たる教育研究の遂行のために使用されるべきものであり、その資金の支出に当たっては、当然のことながら、所定の手続きと法人の意思決定機関の決定なしに行われることがあってはならない。

また、それぞれの学校法人が、現在及び将来における教育研究の充実・発展のための計画を策定する場合は、その必要度と資金調達能力との均衡を配慮すべきである。

3. 経理の処理

資金の調達及び支出については、学校法人会計基準に基づき適正に処理されなければならない。

4. 経理の開示

学校法人の経理の開示については、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たすため、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を各事務所に備えて置き、在学する者その他の利害関係者に対して、これを閲覧に供する方法により行わなければならない。

Ⅱ．学校法人の組織運営について

「私立大学経営倫理綱領」の精神を具体化するために、学校法人の意思決定及び業務執行の組織について、私立学校法の趣旨に則り、以下の諸点に留意しなければならない。

1．役員及び役員会等

- ① 理事、監事、評議員として、その本来の機能を十分に果たし得る人材が適正に選出されなければならない
- ② 理事会、監事、評議員会は、それぞれの機能が十分に発揮される状態が確保されなければならない

2．諸規程の整備

学校法人は、財政運営、組織運営について必要な規程を整備し、「指針」の実効性の確保に努めなければならない。

3．内部統制組織等

学校法人の業務遂行に当たっては、内部統制組織、監査制度、予算制度等が整備され機能していなければならない。

以 上